

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）とあさひかわ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、次とおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 乙が保有又は製造する商品の供給及び運搬
- (2) 甲が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬

2 甲の乙に対する要請手続は、応急生活物資供給に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に応急生活物資供給に関する要請書を提出するものとする。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資
- （物資の引き渡し）

第4条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の派遣した職員の確認を受けて引き渡しを行うものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、物資の供給及び運搬を終了した後、費用を甲に一括請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(情報の伝達及び交換等)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のための連絡窓口をあらかじめ定め、相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、必要に応じて応急生活物資の在庫状況等について情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し当事者記名押印の上各1通を保有する。

平成24年9月6日

甲 旭川市

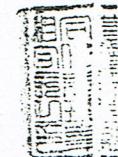
旭川市長 西川 将人



乙 旭川市豊岡4条1丁目274番地の2

あさひかわ農業協同組合

代表理事組合長 白鳥 隆志



平成 年月日

応急生活物資供給に関する要請書

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

様

旭川市長

品名	規格	数量	単位	備考

納品希望日時	月 日 時 分	引き渡し場所	
受領確認者（市担当者）	部	課	氏名
要請担当課 (電話番号)	部	課	担当者氏名 (FAX)

別表

災害時応急生活物資

区分		品目
食 料 品	主 食	米、パン、めん類、弁当、おにぎり、インスタント食品 レトルト食品（ご飯）、粉ミルク、離乳食など
	副 食	肉、野菜、魚、缶詰、惣菜（漬物、梅干し、のり、つくだ になど）、豆腐など
	調 味 料	味噌、醤油、塩、砂糖、ソース、化学調味料、バター マーガリン、ジャムなど
	そ の 他	果物
飲 料 品		ミネラルウォーター、（ペットボトル） ウーロン茶、緑茶（ペットボトル） 牛乳、コーヒー、紅茶など
生 活 物 資	寝 具 類	毛布、寝具、寝袋、タオルケットなど
	衣 料 品	下着、靴下、防寒服、雨具など
	日 用 品 等	母乳瓶、紙おむつ、おむつかバー、生理用品、石鹼 洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、洗面用具、 裁縫セット、掃除用具、タオル、なべ、やかん、バケツ、 食器類、アルミホイル、ラップ、使い捨て食器、割り箸、 ライター、懐中電灯、乾電池、ポリバケツ、ポリタンク、 ビニールシート、ブルーシート、使い捨てカイロ、マスク、 蚊取り線香、シューズなど
	学 用 品 等	文房具、カバン、シューズなど
	燃 料 等	卓上ガスコンロ、カートリッジボンベなど

- (1) 災害時の応急物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害の規模などの状況に
応じて調達する。
- (2) 品目は上記の他に甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。